



平成 29 年 4 月 7 日

総合政策局安心生活政策課

航空局空港業務課

障害者差別解消法に基づく 航空旅客ターミナル事業者向けの対応指針を策定しました

平成 29 年 3 月 31 日に障害者差別解消法に基づく航空旅客ターミナル施設事業者向け対応指針を新たに策定し、国土交通省の対応指針に別紙として追加しました。

平成 28 年 4 月 1 日より施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、民間事業者に対して「差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」を求めており、その具体的な対応のあり方について、平成 27 年 11 月に国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、特に不動産業関係、鉄道事業関係等 9 事業については個別具体的に対応のあり方をまとめ、その別紙として位置づけているところです。

今回新たに追加する「航空旅客ターミナル施設事業」については、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」ならびに「観光立国実現に向けたアクションプログラム2016」において、本指針に追加するとされていたものです。

これを受け、国土交通省では、障害者団体や事業者団体からの意見を十分に踏まえ、平成 29 年 3 月 31 日に「航空旅客ターミナル施設事業」に係る対応指針を策定し、国土交通省の対応指針に別紙として追加するとともに、国土交通省の Web サイトに掲載を行いました。

※改正後の対応指針は下記のリンクでご覧になれます

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000063.html

<問い合わせ先>

○追加された別紙についての問い合わせ

国土交通省航空局航空ネットワーク部空港業務課 橋本、石橋

T E L : 03-5253-8111 (内線 49-107)

F A X : 03-5253-1658

○その他の概要等に関する問い合わせ

国土交通省総合政策局安心生活政策課 森岡、米澤

T E L : 03-5253-8111 (内線 25-506)

F A X : 03-5253-1552